

愛知県立新城東高等学校作手校舎 部活動運営方針

1 目標

部活動に積極的に取り組ませることにより、健全な心身の成長を促すとともに、生きる力の育成や豊かな学校生活の実現を図る。

2 設置する部活動

- (1) 運動部
硬式野球・陸上・弓道・ソフトテニス・バドミントン
- (2) 文化部
茶華道（茶道部・華道部）

3 活動計画

- (1) 活動時間
 - ア 日常生活日：準備・片付けを含め平日3時間程度とする。（実施活動時間は2時間程度）
 - イ 週休日・祝祭日・長期休業中：準備・片付けを含め4時間を超えない。
（実施活動時間は3時間程度）ただし、大会・練習試合・合宿練習を除く。
 - ウ 3月～10月は午後6時、11月～2月は午後5時30分を超えての活動はしない。ただし、顧問が立ち会う場合に限り30分まで延長ができる。活動後は速やかに下校する。
- (2) 活動日・休養日
 - ア 活動日は、平日4日以内、週休日は1日以内の活動を原則とし、週2日間の休養日を設ける。
週休日等が連続して大会等の場合は相当する休養日を設ける。
 - イ 定期考査時間割発表日（土日含む）から定期考査最終日前日までは部活動を行わない。ただし、期間中または近々に大会等がある場合は、校長の許可を得た上で、1時間程度の活動を認める。
 - ウ 年末年始や学校閉庁日は部活動を行わない。ただし、期間中または近々に大会等がある場合は、校長の許可を得た上で、活動を認める。
 - エ 学校行事や入学者選抜等で部活動を禁止または制限をかける場合がある。
 - オ 始業前の活動については、その目的を明確にし、校長が許可した場合のみ認める。
 - カ 生徒の体調の維持・管理を目的とした自主的な活動は考査時間割発表期間等の特別な期間を除いて認めるものとする。
- (3) 大会参加
部活動として参加する大会は、以下に該当するものとする。
 - ア 県高体連・高野連・高文連が主催または共催の大会とする。
 - イ その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める。
- (4) その他の活動
 - ア 繁忙期・大会期の活動
大会参加による活動や繁忙期の活動についても上記(1)(2)を原則とするが、やむを得ない場合は他日に振り替えて休養日を設ける。
なお、年間を通して平日と週休日に各50日程度の休養日を設ける。
 - イ ミーティング等
各部活動における話し合いや打合せ、反省などのミーティングは平日の休養日に設けても良い。
その場合は教職員の勤務時間内に終了する。

3 部活動運営

- (1) 体罰・パワーハラスメント等の禁止
部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰・パワーハラスメント等は決して許されないものであるとの認識をもち、適切な指導を徹底する。
- (2) 保護者の理解と協力
保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、学校及び顧問として指導に関する基本方針・年間活動計画は学校ホームページで公表する。また、月間活動計画は各部活動顧問が毎月に紙面等で直接生徒及び保護者に示す。
- (3) 部活動運営委員会
部活動運営委員会において、PTA・生徒会の意見を取り入れて、部活動指導全体にかかわる検討を行う。